

令和2年度 第1回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 令和2年8月6日（木）午後2時15分～午後4時

場 所 四街道市役所本館3階 第2委員会室

出席者 出席委員：酒井会長、木谷副会長、高山委員、畠中委員、豊田委員

欠席委員：なし

事務局：岩井総務部副参事、常世田総務課長、大手課長補佐、
長谷川情報公開室長、菅原主査、三浦主任主事

公開・非公開の別 一部公開（会議次第5（2）から公開）

傍聴人 0人

会議次第

- 1 委嘱状交付
- 2 総務部副参事挨拶
- 3 会長の選出
- 4 副会長の選出
- 5 議事
 - (1)審査請求について
 - (2)情報公開事務及び個人情報保護事務の手引きの改正について
- 6 その他

会議の内容

事務局：ただ今より令和2年度 第1回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。配布しました会議次第に沿いまして進行させていただきます。

事務局：初めに、岩井副参事から委嘱状の交付をさせていただきます。
委嘱状につきましては、机の上に置かせていただきましたので、よろしくお願いたします。

副 参 事： ～委嘱状交付～

～副参事挨拶～

事 務 局： ～職員紹介～

事 務 局： それでは、今期初めての審査会となりますので、会長及び副会長の選出をお願いいたします。

会長選出までの間は、岩井副参事が座長を務めさせていただきます。それでは、副参事、よろしくをお願いいたします。

副 参 事： それでは、会長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

早速ですが、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項によりますと、情報公開・個人情報保護審査会は会長と副会長を各1名置くこととしており、同条第2項では、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める。」としております。

これより、会長の選出を行いたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

～委員から、会長に酒井委員を推薦する意見あり～

副 参 事： ただ今、会長に酒井委員というご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

委員全員： ～異議なし～

副 参 事： 委員全員のご賛同が得られたので、会長は酒井委員に決定させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。これにて座長の任を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

事 務 局： 早速ですが、酒井会長、ご挨拶をお願い致します。

～会長 就任の挨拶～

事 務 局： ありがとうございました。

それでは、ここからは会長に会議の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

酒井会長：それでは続きまして、副会長の選出を行いたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

～委員から、副会長に木谷委員を推薦する意見あり～

酒井会長：ただ今、副会長に木谷委員というご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：委員全員のご賛同が得られましたので、副会長を木谷委員に決定させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、木谷副会長、ご挨拶をお願い致します。

～副会長 就任の挨拶～

事務局：ありがとうございました。

なお、大変恐縮ですが、岩井総務部副参事につきましては、所用のため、ここで退席をさせていただきます。

～岩井総務部副参事退席～

事務局：それでは、会議を再開させていただきます。

四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、この後の進行につきましては、酒井会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井会長：それでは委員の皆様のご協力の程、よろしくお願いいたします。

この後の内容につきましては、まず、議事としまして、まず、1点目「審査請求について」、そして、2点目「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引きの改正について」、を予定しております。最後に「その他」とし

まして、次回の日程調整を予定しております。

酒井会長：ただ今の出席委員は5名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていますので、会議は成立いたしました。

また、会議の公開・非公開につきましては、今回の議事のうち1点目については、審査請求事件の調査及び審議に関する事項であることから、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により非公開とし、議事の2点目以降につきましては、審査請求事件に関する事項でないことから、公開としたいと存じますが、委員の皆様のご意見を伺います。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、議事の1点目については非公開、議事の2点目以降については公開とさせていただきます。

傍聴人がいる場合は、議事の1点目終了後、入室を許可することといたします。

なお、本日の会議資料につきましては、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、会議次第については配布するものといたします。公開する議事の資料についても、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布することが困難である資料でもないため、傍聴人に配布することとしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第及び公開する議事の資料につきましては、傍聴人に配布することといたします。

酒井会長：次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても、審査請求に関する非公開の部分を除き、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、非公開の部分を除き、発言者名を明記いたします。

～これより非公開～

酒井会長：会議を再開します。

ここからは公開の会議となりますが、本日、傍聴希望者はおりますか。

事務局：傍聴者はおりません。

酒井会長：それでは、このまま会議を進めます。

議事の２点目「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引きの改正について」の報告に移ります。

はじめに、「情報公開事務の手引の改正について」、事務局の説明を求めます。

～事務局から「情報公開事務の手引の改正について」説明～

酒井会長：ただいま、事務局から「情報公開事務の手引の改正について」説明がりましたが、何か質問等がございましたら委員の皆様お願いいたします。

木谷委員：今回の改正とは直接関係はありませんが、これまでの実績において電磁的記録で開示をした事例はありますか。紙以外のもので、例えば写真や音声データ、動画などが考えられますがいかがですか。

事務局：本市においては、情報公開の方法として閲覧又は写しの交付によることとしており、写しの交付は紙媒体のみとなっておりますので、電磁的記録を開示した事例はありません。

畠中委員：今回の事務の手引の改正は、何か参考としたものがあるのですか。

事務局：今回の改正部分につきましては、千葉県や千葉市などを参考にさせていただきました。また、情報公開法の逐条解説も参考にいたしました。

畠中委員：市では開示するものは紙媒体のみということですが、国も同様ですか。

事務局：国は電子データなどで開示しているものもあると承知しております。

酒井会長：特に他にございませんようでしたら、「情報公開事務の手引の改正について」を終了します。

次に、「個人情報保護事務の手引の改正について」、事務局の説明を求めます。

～事務局から「個人情報保護事務の手引きの改正について」説明～

酒井会長：ただいま、「個人情報保護事務の手引きの改正について」説明がありました。事務局より、先程の情報公開事務の手引き及び只今説明がありました個人情報保護事務の手引きにつきまして、ご意見、ご質問等ありましたら8月31日までに、電話又はメール等でお問い合わせいただきたいとのことでしたが、この場で何か質問等がございましたら委員の皆様お願いいたします。

畠中委員：条例第8条第2項に目的外の利用又は提供の条件として、提供するときは個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならないと規定してあり、改正個人情報保護法で言う匿名加工性については触れてないようですが、千葉市なども同様なのであればそれで結構だと思います。匿名加工性を満足しているかどうかについては技術的な裏付けが難しいです。

なお、参考までにですが、個人情報保護法においては今年の6月にまたいくつかの改正がありました。例えば、「匿名加工性」までは満足できなくとも、「仮名性」というレベルまで加工できれば第三者提供ができるように改正されています。

今後、個人情報保護法の改正に合わせた改正は行うのですか。

事務局：周辺自治体等の動向を注視しながら必要に応じて改正を行っていくこととなります。

畠中委員：改正の条文としては、随時、国の改正内容を取り入れて考えているということですか。

事務局：今現在は、匿名加工の制度については市川市が条例に規定しております。

て、県内ではこの1市以外は行っていない状況であります。本市におきましては現時点では具体的な検討をしておりますが、今後、市川市などの状況を参考にしながら必要に応じて対応をしていきたいと考えております。

梶中委員：匿名加工の制度は使わないが、本人の不利益にならないようにしていくということですか。

事務局：現状の個人情報保護制度において適切に対応していきます。

梶中委員：手引の改正は、要配慮個人情報にも配慮されていて、改正個人情報保護法について良く対応できていると思います。匿名加工の制度など、扱いにくい部分もありますが、その辺は近隣の市町村を参考に検討していくということですか。

事務局：運用的なものに関しては、今後、現行のものから更に拡充して必要性の有無について、検討しながら後は他市町村の状況を参考に進めていきたいと考えております。

梶中委員：目的外利用や第三者への提供についてですが、法律や個人情報保護条例に基づいて行うものであれば、個人の同意というのは特に必要ないということですね。

事務局：同意も一つの理由ではありますが、絶対条件ではなく、本人の同意以外に利用提供をできる場合もあります。例えば法令等の規定により利用提供できる場合や緊急に生命、身体を守ることが必要な場合、行政として利用提供ができることになっています。

梶中委員：この度の改正は、改正個人情報保護法に則って適切に行われていると思います。例えば要配慮個人情報に「人種」という項目がありますが、「国籍」は要配慮個人情報にあたりません。良く理解されていると思います。また、個人識別符号のうち生体認証、生体認証情報、これらも個人情報に当たるということが記載されており、法令に基づいて改正されています。

なお、参考までに来年また個人情報保護法の改正が予定されており、いわゆる「2000個問題」の解消を目指して議論が進められています。

「2000個問題」とは、国の法律の他に各自治体がそれぞれ独自に個人情報保護条例等を規定していることで、「個人情報」として定義される情報の範囲が異なってしまう、個人情報の定義がおよそ2000個（自治体の数）にもなってしまう、という問題です。

梶中委員：話は変わりますが、手引きに記載されている定義において、自己情報開示と開示とはどのように違いますか。本来、開示というのは本人の求めに応じて情報を開示することですが、あえて自己情報という言葉で使い分けているということは、個人情報保護条例で単に開示という用語を使う場合、第三者にも開示ができるのですか。

事務局：個人情報保護条例において、開示と規定しておりますのは、全て自己情報開示のことです。

梶中委員：両方同じということですね。それを別々に記載してあるのはどのような理由ですか。手引き245ページの自己情報開示請求事務の流れが記載されていますが、自己情報開示の流れの自己情報開示と個人情報保護条例で規定されている開示情報とは異なるものですか。元々、開示情報というのは本人の求めに応じて開示するということです。

事務局：個人情報保護条例において、開示と規定しておりますのは、全て自己情報の本人に対する開示でありまして、開示と自己情報開示と分けて記載してありますのは、単に「自己情報」の部分を省略しているものであります。

梶中委員：分かりました。開示というのは、本人の求めに応じて本人の情報を開示することですから、本質的には自己情報開示と同じであるということですね。改めて自分の情報だけを開示できるということで、強調的に使っているということのようですね。法律の専門家なら理解できるかも知れませんが、定義の仕方がわかりにくいです。他の箇所例えば、手引き245ページに「担当課等へ」との記載がありますが、これを例えば、「及び」で記載する方法と「等」で記載する方法では、どのような違いがありますか。

事務局：担当課等の内容としては、課の名称以外の組織として、例えば議会事務局、教育委員会など複数の部署ありますので「等」という記載をしまし

た。記載方法として「及び」にした場合には課の名称以外の組織が相当数あり、全て記載することが難しいため、このような表記といたしました。

酒井会長：宜しいでしょうか。他に委員の皆様、何かございますか。
特に無いようですので、議事の２点目の「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引きの改正について」を終了します。

酒井会長：最後に、会議次第の６、その他でございますが、ここでは、次回の審査会の日程について決定したいと思います。

～次回の審査会の日程について協議～

酒井会長：それでは次回の審査会につきましては、１０月９日（金曜日）午後２時頃からの予定といたします。

酒井会長：それでは会議次第の６、その他について終了させていただきます。
最後に、委員の皆様より何かご意見等はございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：以上で本日の審査会を終了いたします。